一一五四　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更した件　一六　七
一一五五―一一五六　高速自動車国道に関する件　一六　七
一一五七　近畿地方整備局屋上へリポートの設置許可申請があった件　一六　187　五
一一五八　砂防法第二条の土地を指定する件　一七　四
一一五九　直轄砂防工事を施行する件　一七　四
一一六〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一七　四
一一六一―一一六三　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一七　五
一一六四　河川法施行規則の規定に基づく登録研修実施機関の代表者の変更に関する件　一七　五
一一六五―一一六八　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　五
一一六九　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二〇　七
一一七〇　登録経理講習の登録を行った件　二〇　七
一一七一　二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める件　二〇　191　九五
一一七二　地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示　二〇　191　一〇一
一一七三　地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示　二〇　191　一〇七
一一七四　造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を定める告示　二〇　191　一〇六
一一七五　外国人造船就労者受入事業に関する告示等の一部を改正する告示　二〇　191　一〇五
一一七六　造船業の事業適応の実施に関する実施指針を定める件　二〇　191　一〇四
一一七七　船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　二〇　191　一〇三
一一七八　高速自動車国道に関する件　二四　五
一一七九　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　二四　五
一一八〇　道路法の規定に基づく指定登録確認機関の指定等をした件　二四　五
一一八一　都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件　二五　七
一一八二　船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件　二五　七
一一八三―一一八六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二七　三
一一八七―一一八九　砂防法第二条の土地を指定する件　二七　四
一一九〇　水先人に免許を与えた件　二七　四
一一九一―一一九三　高速自動車国道に関する件　三〇　五
一一九四　土砂災害防止対策基本指針を変更する件　三一　五
一一九五　高速自動車国道に関する件　三一　六
一一九六　河川法の規定により一級河川を指定する件　三一　六
一一九七　河川法の規定により指定区間を変更する件　三一　六
一一九八　海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了した件　三一　六
一一九九　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示　三一　198　一九七
一二〇〇　新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件　三一　198　一九七
五　観光庁
旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一〇　六
気象庁
三　気象測器の型式を証明した件　三一　七
海上保安庁
三〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件　五　181　六
三一　航路標識に関する救急員の行う応急処置等の基準の一部を改正する告示　一〇　六
三二　航路標識に関する件　五　181　一六
三三―三四　航路標識に関する件　一六　七
環境省
五一　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件　四　五
五二　自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件　五　181　二〇
五三　大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件　五　181　八二
五四　上信越高原国立公園の公園計画を変更する件　三〇　五
五五　国立公園の公園事業を決定する件　三〇　五
五六　国立公園の公園事業を廃止する件　三〇　六
五七　国立公園の公園事業を変更する件　三〇　六
五八　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　三〇　六
原子力規制委員会
七　放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録放射線取扱主任者定期講習機関に係る登録事項を変更する件　三　六
八　原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件　六　182　五三
九　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示　二〇　191　二九
防衛省
一八二　海上における射撃訓練を実施する件　三　七
一八三　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　六　四
一八四　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件　六　四
一八五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件　六　182　五七
一八六　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件　六　182　七二
一八七―一八九　海上における射撃訓練を実施する件　一七　五
一九〇　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　二〇　七